

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 商品関連市場デリバティブ取引 法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。</p> <p>三 商品 (略)</p> <p>七 商品 法第二条第二十四項第三号の二に規定する商品をいう。</p> <p>八 商品 (略)</p> <p>三十一 商品取引参加者 法第一百五十一条に規定する商品取引参加者をいう。</p> <p>三十二・三十三 (略)</p> <p>3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 共通支配下関係 二以上の者（人格のないものを含む。以下この号において同じ。）が同一の者に支配（一時的な支配を除く。以下この号において同じ。）をされている場合又は二以上の者の</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六 二十八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十九・三十 (略)</p> <p>3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 共通支配下関係 二以上の者（人格のないものを含む。以下この号において同じ。）が同一の者に支配（一時的な支配を除く。以下この号において同じ。）をされている場合又は二以上の者の</p>

うちの一の者が他の全ての者を支配している場合における当該二以上の者に係る関係をいう。
十一〜十八 (略)

(認可を要する業務規程に係る事項)

第六十三条 法第一百七十七条各号に掲げる事項については、その細則を業務規程以外の規則に委ねる場合においても、当該規則の変更について法第四百九条第一項の認可を受けなければならない。

2 次に掲げる事項については、業務規程又はその細則を委ねた規則において定めなければならない。

一 (略)

二 金融商品等(商品又は商品に係る金融指標若しくはオプションを除く。)の上場及び上場廃止に関する事項

三・四 (略)

五 商品関連市場デリバティブ取引に関する事項として次に掲げる事項

イ 商品又は商品に係る金融指標若しくはオプションの上場及び上場廃止に関する事項

ロ 相場の変動又は決済を結了していない取引の数量の制限に関する事項

ハ 商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項

ニ 商品取引参加者の帳簿の作成及び保存に関する事項

ホ 別表第四に定める事項に関する事項

うちの一の者が他のすべての者を支配している場合における当該二以上の者に係る関係をいう。
十一〜十八 (略)

(認可を要する業務規程に係る事項)

第六十三条 法第一百七十七条各号に掲げる事項については、その細則を業務規程以外の規則に委ねる場合においても、当該規則の変更について法第四百九条第一項の認可を受けなければならない。

2 次に掲げる事項については、業務規程又はその細則を委ねた規則において定めなければならない。

一 (略)

二 金融商品等の上場及び上場廃止に関する事項

三・四 (略)

(新設)

(金融商品取引所における取引証拠金の分別管理)

第六十七条 (略)

2 法第十九条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理する金融商品取引所は、次項の規定に基づき管理されるものを除くほか、次に掲げる方法により、当該取引証拠金を管理しなければならない。

一 (略)

二 国債その他金融庁長官の指定する有価証券(以下この項において「国債等」という。)の保有

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託で、元本の補填の契約のあるもの又は次に掲げる方法により信託財産に属する金銭を運用するもの(当該取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。)

イ 前二号に掲げる方法

ロ 国債等を担保とする金銭の貸付け

ハ 国債等の売戻条件付売買

3 法第十九条第四項の規定に基づき代用有価証券等(同条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券(以下この項において「代用有価証券」という。))及び次条第一項に定めるものをいう。以下この項において同じ。)を管理する金融商品取引所は、次の各号に掲げる代用有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法

(金融商品取引所における取引証拠金の分別管理)

第六十七条 (略)

2 法第十九条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理する金融商品取引所は、次項の規定に基づき管理されるものを除くほか、次に掲げる方法により、当該取引証拠金を管理しなければならない。

一 (略)

(新設)

二 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託で元本の補てんの契約のあるもの(当該取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。)

(新設)

(新設)

(新設)

3 法第十九条第四項の規定に基づき代用有価証券等(同条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券(以下この項において「代用有価証券」という。))及び次条第一項に定めるものをいう。以下この項において同じ。)を管理する金融商品取引所は、次の各号に掲げる代用有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法

により、当該代用有価証券等を管理しなければならない。

一・二 (略)

三 次条第一項第一号に掲げるもの 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 次条第一項第一号の債権に基づく権利を行使する際に必要となる当該債権を証する書類その他の書類がある場合 当該書類を有価証券とみなして第一号イからニまでに掲げる有価証券の区分に応じて管理する方法

ロ (略)

四 次条第一項第二号に掲げるもの 当該倉荷証券を有価証券とみなして第一号イからニまでに掲げる有価証券の区分に応じて管理する方法

(取引証拠金等の代用有価証券等)

第六十八条 法第十九条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 預金契約に基づく債権

二 商品関連市場デリバティブ取引の決済のため受渡し目的物とすることができる商品の保管を証する倉荷証券

2 法第十九条第一項の取引証拠金、同条第二項の取次証拠金及び同条第三項の委託証拠金の全部又は一部が同条第五項の規定により有価証券等(有価証券及び前項に定めるものをいう。)をもって代用される場合におけるその代用価格は、金融商品取引所が法第四百

により、当該代用有価証券等を管理しなければならない。

一・二 (略)

三 次条第一項に定めるもの 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 次条第一項の債権に基づく権利を行使する際に必要となる当該債権を証する書類その他の書類がある場合 当該書類を有価証券とみなして第一号イからニまでに掲げる有価証券の区分に応じて管理する方法

ロ (略)

(新設)

(取引証拠金等の代用有価証券等)

第六十八条 法第十九条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、預金契約に基づく債権とする。

(新設)

(新設)

2 法第十九条第一項の取引証拠金、同条第二項の取次証拠金及び同条第三項の委託証拠金の全部又は一部が同条第五項の規定により有価証券等(有価証券及び前項に定めるものをいう。)をもって代用される場合におけるその代用価格は、金融商品取引所が法第四百

十九条第一項の認可（その開設する取引所金融商品市場における市場デリバティブ取引の全部又は一部に関し、他の金融商品取引清算機関に金融商品債務引受業を行わせる旨を定款又は業務規程で定めた場合にあつては、法第五十六条の十二の認可。以下この項において同じ。）を受けて定める基準日の時価（倉荷証券にあつては、当該倉荷証券によつて保管を証せられている物品の時価）に株券又は倉荷証券については百分の七十、その他については金融商品取引所が法第四十九条第一項の認可を得て定める率を乗じた額を超えない額とする。

3 (略)

(金融庁長官への報告等)

第七十五条 法第三十一条第一項の規定により報告を行おうとする金融商品取引所は、別表第一から別表第四までに定める事項を、その業務規程に定める方法により、金融庁長官に報告しなければならない。

2 法第三十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、別表第一、別表第三及び別表第四に定める事項（別表第一にあつては、商品関連市場デリバティブ取引に係る事項に限る。）とする。

3 金融庁長官は、法第三十一条第一項の規定による報告を受けたときは、別表第一、別表第三及び別表第四に定める事項（別表第一にあつては、商品関連市場デリバティブ取引に係る事項に限る。）を、書面又は電磁的方法により、商品市場所管大臣（法第九十四

十九条第一項の認可（その開設する取引所金融商品市場における市場デリバティブ取引の全部又は一部に関し、他の金融商品取引清算機関に金融商品債務引受業を行わせる旨を定款又は業務規程で定めた場合にあつては、法第五十六条の十二の認可。以下この項において同じ。）を受けて定める基準日の時価に株券については百分の七十、その他については金融商品取引所が同項の認可を得て定める率を乗じた額を超えない額とする。

3 (略)

(金融庁長官への報告)

第七十五条 法第三十一条の規定により報告を行おうとする金融商品取引所は、別表第一及び別表第二に定める事項を、その業務規程に定める方法により、金融庁長官に報告しなければならない。

(新設)

(新設)

条の六の二に規定する商品市場所管大臣をいう。)に通知するものとする。

(金融商品取引所の定款等の変更の認可申請)

第一百十条 法第四百九条第一項の規定により定款、業務規程又は受託契約準則の変更について認可を受けようとする金融商品取引所は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 (略)

(金融商品取引所の定款等の変更の認可申請)

第一百十条 法第四百九条第一項の規定により定款、業務規程又は受託契約準則の変更について認可を受けようとする金融商品取引所は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 三 (略)

(新設)

2 (略)

○ 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）

改正案		別表第一（第七十四条、第七十五条関係）	
通知、公表又は報告の区分 会員等が金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において自己の計算において上場株券等の売付け若しくは買付けの申込みをし又は売買の受託等に基づく注文をした場合（当該注文に係る有価証券の売買が当該注文の受付により直ちに成立するものその他 の者が当該注文に 応じる余地がない	通知、公表又は報告事項 （略）	注意事項 （略）	
現行		別表第一（第七十四条、第七十五条関係）	
通知、公表又は報告の区分 会員等が金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において自己の計算において上場株券等の売付け若しくは買付けの申込みをし又は売買の受託等に基づく注文をした場合（当該注文に係る有価証券の売買が当該注文の受付により直ちに成立するものその他 の者が当該注文に 応じる余地がないもの	通知、公表又は報告事項 （略）	注意事項 （略）	

(略)	(略)	(略)	ものを除く。
(略)	一〇七 (略)	一〇五 (略)	八 法第二条第二十六項第四号、第四号の二及び第五号に規定する取引は、銘柄別に、最高約定数値、最低約定数値、最初の約定数値、最終約定数値、数量、清算数値及び建玉残高
(略)	七 (略)	八 法第二条第二十六項第二号、第四号及び第四号の二に規定する取引の場合にあつては、取引最終日ごとに区分すること。	六 有価証券の売買その他の取引の種類ごとに区分すること。
(略)	九 法第二条第二十六項第三号に規定する取引の場合にあつては、銘柄ごとに区分すること。	十 法第二条第二十六項第四号、第四	

(略)	(略)	(略)	を除く。
(略)	一〇七 (略)	一〇五 (略)	八 法第二条第二十六項第四号及び第五号に規定する取引は、銘柄別に、最高約定数値、最低約定数値、最初の約定数値、最終約定数値、数量、清算数値及び建玉残高
(略)	七 (略)	八 法第二条第二十六項第二号及び第四号に規定する取引の場合にあつては、取引最終日ごとに区分すること。	六 有価証券の売買等の種類ごとに区分すること。
(略)	九 法第二条第二十六項第三号に規定する取引の場合にあつては、銘柄ごとに区分すること。	十 法第二条第二十六項第四号及び第	

号の二及び第五号に規定する取引の場合にあつては、金融商品取引所が定める業務規程その他の規則の定めるところにより区分すること。

十一 (略)

十二 法第二条第二十一項第三号から第五号までに規定する取引の約定数値又は対価の額は、金融商品取引所が定める取引単位当たりの約定数値又は対価の額とし、金融商品取引所が約定数値又は対価の額の表示方法を業務規程その他の規則に定めてい

五号に規定する取引の場合にあつては、金融商品取引所が定める業務規程その他の規則の定めるところにより区分すること。

十一 (略)

十二 法第二条第二十一項第三号から第五号までに規定する取引の対価の額は、金融商品取引所が定める取引単位当たりの対価の額とし、金融商品取引所が対価の額の表示方法を業務規程その他の規則に定めている場合には、当該表示方法によること。

別表第二(第七十五条関係)

		<p>る場合には、当該表示方法によること。</p>
<p>報告事項 会員等別の、取引の種類、売付け又は買付けの別(法第二十八条第八項第三号ロからニまでに規定する取引にあつては、売方取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場となる取引、オプションを付与する立場の当事者となる取引又は一方の金融指標が他方の金融指標の変化率を上回った場合に金銭を支払う立場となる取引をいう。以下この表及び別表第三において同じ。)又は買方取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場と</p>	<p>注意事項 (略)</p>	

別表第二(第七十五条関係)

<p>報告事項 会員等別の、取引の種類、売付け又は買付けの別(法第二十八条第八項第三号ロ及びハに規定する取引にあつては、売方取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場となる取引、オプションを付与する立場の当事者となる取引又は一方の金融指標が他方の金融指標の変化率を上回った場合に金銭を支払う立場となる取引をいう。又は買方取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場となる取引、オプションを取得する立場の当事</p>	<p>注意事項 (略)</p>	

なる取引、オプションを取得する立場の当事者となる取引又は一方の金融指標が他方の金融指標の変化率を上回った場合に金銭を受領する立場となる取引をいう。以下この表及び別表第三において同じ。の別）、数量、建玉残高、金額及び一日平均取引高

別表第三（第七十五条関係）

報告又は通知の区分	報告又は通知事項	注意事項
毎日	<p>会員等別の、取引の種類、銘柄、売付け又は買付けの別（法第二条第二十一項第一号、第三号及び第四号の二に規定する取引にあつては、売方取引又は買方取引の別。以下この表及</p>	<p>一 商品関連市場デリバティブ取引について報告することとで足りる（以下この表において同じ。）。</p> <p>二 法第二条第二十一項第一号に規定する取引の場合に</p>

者となる取引又は一方の金融指標が他方の金融指標の変化率を上回った場合に金銭を受領する立場となる取引をいう。の別）、数量、建玉残高、金額及び一日平均取引高

（新設）

び別表第四において
同じ。)、数量及び
建玉残高

あつては、受渡期
日又は取引最終日
ごとに区分し、売
付け又は買付けの
別に記載し、各々
小計を付した上合
計すること。

三 法第二条第二十
一項第二号及び第
四号の二に規定す
る取引の場合にあ
つては取引最終日
ごとに、同項第三
号に規定する取引
の場合にあつては
オプションの種類
及び権利行使価格
が同一であるもの
ごとに区分し、売
方取引又は買方取
引の別に記載し、
各々小計を付した
上合計すること。

	毎日
<p>四 建玉残高は、売付けに係る建玉残高と買付けに係る建玉残高の別に記載すること。</p>	<p>一 日付 二 時刻 三 取引の種類 四 銘柄 五 会員等の商号又は名称 六 自己又は委託の別 七 取引の申込み、取引の申込みの取消し又は取引の成立の別 八 番号 九 売付け又は買付けの別 十 取引の申込みの種類 十一 取引の申込み</p>
<p>一 法第二条第二十一項第一号に規定する取引の場合にあつては、受渡期日又は取引最終日ごとに区分すること（以下この表において同じ。）。</p> <p>二 法第二条第二十一項第二号及び第四号の二に規定する取引の場合にあつては取引最終日ごとに、同項第三号に規定する取引の場合にあつてはオプションの種類及び権利行使価格</p>	

若しくは取引の申込みの取消しに係る価格等又は成立した取引に係る価格等

十二 数量

が同一であるものと(以下この表において同じ。)

三 時刻については

取引の申込み、取消し又は取引の成立の時刻を記載すること。ただし、単一の価格等による競売買の方法による取引(以下この表において「板寄せ取引」という。)を行う金融商品取引所にあつては、立会中に行われたものの時刻を記載すれば足りる。

四 自己又は委託の別については、板

寄せ取引を行う金融商品取引所にあつては、立会中に行われたもののみを可能な限り記載すること。

五 番号については、金融商品取引所が、取引の申込み又は取引の成立を識別するために付している番号を記載し、取引の申込みの取消しの場合にあつては、当該取消しを行う取引の申込みに付した番号を記載すること。ただし、板寄せ取引を行う金融商品取引所にあつては、番号を付している場合のみ記

載すれば足りる。

六 売付け又は買付けの別及び取引の申込みの種類については、取引の申込みの取消しの場
合にあつては当該取消しを行う取引の申込みについて記載し、取引の成立の場合にあつては当該成立した取引の申込みについて記載すること。

七 売付け又は買付けの別については、板寄せ取引を行う金融商品取引所にあつては、立会中に行われたものの売付け又は買付けの別を記載すれば足りる。

八 取引の申込み若しくは取引の申込みの取消しに係る価格等又は成立した取引に係る価格等（取引の申込み又は取引の申込みの取消しに係る価格等に限る。）については、会員等又は会員等の顧客が取引の申込みを行う際に、価格等を指定していない取引の申込み又は当該取引の申込みの取消しである場合にあつては記載することを要せず、板寄せ取引を行う商品取引所にあつては立会中に行われた取引の申込み

	毎月
<p>一 総取引高</p> <p>二 法第二条第二十 一項第一号に規定 する取引は、銘柄 別に、数量、受渡 高並びに当該月中 の最高価格及び最</p>	
<p>受渡高については、 当月を受渡期日とす る取引の受渡完了高 を記載すること。</p>	<p>九 数量については 、板寄せ取引を行 う金融商品取引所 にあつては、立会 中に行われたもの の数量を記載すれ ば足りる。</p> <p>み又は取引の申込 みの取消し時点に おける仮価格等（ 価格等の形成の過 程における暫定的 な対価の額又は価 格若しくは数値を いう。）を記載す れば足りる。</p>

	毎月
<p>低価格</p> <p>三 法第二条第二十 一項第二号及び第 四号の二に規定す る取引は、銘柄別 に、数量並びに当 該月中の最高約定 数値及び最低約定 数値</p> <p>四 法第二条第二十 一項第三号に規定 する取引は、銘柄 別に、数量、オプ ションの行使件数 並びに当該月中の 最高の対価の額及 び最低の対価の額</p>	<p>一 法第二条第二十 一項第一号に規定 する取引は、会員 等別に、銘柄、渡 高及び受高</p> <p>二 法第二条第二十</p>

別表第四（第七十五条関係）

	<p>一項第三号に規定する取引は、会員等別に、銘柄並びにオプションの行使用件数及び被行使件数</p>	
<p>報告又は通知事項</p>	<p>注意事項</p>	<p>一 日付</p> <p>二 取引の種類</p> <p>三 銘柄</p> <p>四 自己又は委託の別</p> <p>五 会員等の商号又は名称</p> <p>六 委託者又は申込者の氏名又は商号若しくは名称</p> <p>七 会員等又は非会員等の別</p> <p>八 住所</p> <p>九 建玉の数量</p> <p>十 売付け又は買付けの別</p> <p>十一 その他当該金融商品取引</p> <p>一 一の会員等の自己の計算による未決済の商品関連市場デリバティブ取引の残高又は一の委託者（法第百十九条第一項第二号に規定する委託者をいう。以下この表において同じ。）又は申込者（同項第四号に規定する申込者をいう。以下この表において同じ。）の計算による未決済の商品関連市場デリバティブ取引の残高が、金融商品取引所が法第</p>

（新設）

所が業務規程その他の規則に定める事項

- 百四十九条第一項の認可を受けて商品ごと、かつ、売付け又は買付けの別にそれぞれ定める数量を超えている場合において、遅滞なく金融庁長官に報告すること。
- 二 限月ごとに区分して記載する場合には、当該限月までの期間の最短のものから最長のものの順序で記載すること。
- 三 限月については、限日取引の場合にあつては記載することを要しない。
- 四 会員等の商号又は名称については、これに代わるものを記載できる。
- 五 委託者又は申込者の氏名又は商号若しくは名称については、これに代わるものを記載できる。
- 六 会員等の商号又は名称については、委託者又は申込者の計算による取引である場合に

あつては、当該委託者又は申込者から商品関連市場デリバティブ取引の委託等を受けた会員等の商号又は名称を記載すること。

七 委託者又は申込者の氏名又は商号若しくは名称については、委託者又は申込者の計算による取引について記載し、会員等の自己の計算による取引である場合にあっては、記載することを要しない。

八 会員等又は非会員等の別については、委託者又は申込者の計算による取引である場合にあって、当該委託者又は申込者が報告に係る取引所金融商品市場において取引をする会員等である場合はその旨を記載し、会員等の自己の計算による取引である場合にあっては記載することを要しない。

九 住所については、会員等の自己の計算による取引である場合にあつては当該会員等について、委託者又は申込者の計算による取引である場合にあつては当該委託者又は申込者について記載すること。